

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月29日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第67号

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。